

船橋市生産緑地地区指定基準

船橋市 都市計画課

令和2年1月

目 次

1. 目的
2. 経緯及び基本方針
3. 用語の定義
4. 指定要件
 - (1) 新規指定
 - (2) 位置の変更
 - (3) 合併
 - (4) 分割
5. 附則

船橋市生産緑地地区指定基準

1. 目的

この基準は、都市における農地等を計画的かつ永続的に保全し、良好な都市環境の形成に資するよう、生産緑地地区の指定について、生産緑地法（昭和49年法律第68号）に規定されるもののほか必要な事項を定めるものとする。

2. 経緯及び基本方針

本市においては、昭和49年の生産緑地法の制定後、昭和61年に小室地区において生産緑地地区を初めて指定し、平成3年の改正後、平成4年に現在指定する生産緑地地区の大部分を指定した。その後、平成18年に「船橋都市計画生産緑地地区の指定に関する基本方針及び指定基準」を制定し、緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等に関し、生産緑地地区の指定を行ってきた。

その後、都市における農地等の位置づけに大きな転換があり、平成27年に制定された都市農業振興基本法に基づき閣議決定された都市農業振興基本計画において、都市における農地等は、これまでの「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へとその位置付けが変更された。これに伴い、平成29年に生産緑地法や都市計画運用指針が改正され、特定生産緑地制度の創設、条例制定を条件とした面積要件の引下げ、一団のもの区域の考え方の拡充等の措置が図られ、生産緑地地区の指定促進及び保全がより明確に打ち出された。また、平成30年に改定された船橋市農業振興計画においては、市内全域の農地保全が示されている。

このことから、本市における生産緑地地区の取扱いにおいても、その指定及び保全を一層促進させるため、生産緑地法第3条第2項の規定に基づき、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を300㎡以上とする条例を令和元年12月25日に制定し、令和2年1月1日に施行した。

以上の背景を踏まえ、生産緑地地区に関する指定基準においても、都市にある農地は「宅地化すべきもの」という前提で策定された旧基準を廃止し、本指定基準を定めるものとする。

3. 用語の定義

・農地等

生産緑地法第2条第1号及び都市計画運用指針によるものとする。

- ・一団のものの区域
都市計画運用指針によるものとする。

4. 指定要件

(1) 新規指定

下記①又は②に該当するものを指定する。ただし、〈指定しないもの〉に該当する農地等は、原則として指定しない。

- ①指定しようとする農地等の面積が、一団のものの区域として300㎡以上であること。
- ②指定しようとする農地等が、既に指定されている生産緑地地区と一団のものの区域の関係にあること。

〈指定しないもの〉

1. 「3. 用語の定義」で示す農地等に合致しない、又は、都市計画法第7条第1項の規定による市街化調整区域内の土地。
2. 生産緑地法第3条第4項に規定される農地等利害関係人の同意が得られないもの。
3. 地方公共団体等が所管する事業との整合が図られないもの。
ただし、事業上支障が無い場合には、この限りでない。
4. 市が土地の有効・高度利用を図る方策を講じようとしている下記地区内の土地。
ただし、都市計画上支障が無い場合には、この限りでない。
 - ①高度利用地区
 - ②特定街区
 - ③遊休土地転換利用促進地区
 - ④その他土地の有効・高度利用を図る方策がある地区
5. 森林法第5条に基づく地域森林計画又は同法第7条の2に基づく国有林の地域別の森林計画において保安林の指定が計画されている土地の区域、同法第25条第1項の規定により指定された保安林の区域、同法第29条に規定する保安林予定森林の区域及び同法第41条の規定により指定された保安施設地区内の土地。
6. 鉱業法第63条（同法第87条において準用する場合を含む。）に基づいて施業案の届出をし、又は認可を受ける等鉱業開発計画が具体化し、それに基づき地表における土地の形質の変更等が行われることが確実な区

域内の土地。

7. 砂利採取法第16条又は採石法第33条に基づいて認可を受けた採取計画に係る区域内的の土地。
8. 都市計画法第59条における都市計画施設及び市街地開発事業の事業認可がされた区域及び事業が明らかに予定されている区域内的の土地。
ただし、事業及び都市計画上支障が無い場合には、この限りでない。
9. 四方が塀等で囲われ、外部から土地の状況が確認できない、又は、人が容易に立ち入れない土地。
ただし、農作物栽培高度化施設等の設置により、やむを得ない場合には、この限りでない。
10. 著しく急傾斜の崖地や極端に不整形である土地。
11. 用排水等の農林漁業の継続が可能な条件が備わっていない土地（農業用道路及び農業用水路は除く）。
ただし、生産緑地地区又は同時に指定されようとする生産緑地地区に隣接し、用排水等の農林漁業の継続が可能な条件が備わっている隣接地と一体利用される等、当該地に用排水等の農林漁業の継続が可能な条件が備わっていても支障がない場合には、この限りでない。
12. 船橋市都市計画審議会が、生産緑地地区として指定することが不適切と判断した土地。
13. 農地法による転用の届出が行われている土地（生産緑地法第8条第2項第1号に規定される施設が立地する土地は除く）。
ただし、届出後の状況の変化により、現に、再び農林漁業の用に供されている土地で、将来的にも営農が継続されることが確認され、登記地目が田又は畑の場合はこの限りでない。

(2) 位置の変更

下記のいずれかに該当するものを指定する。

- ①土地区画整理法の規定による仮換地指定等がなされた生産緑地であり、位置の変更後も一団のものの区域として300㎡以上あること。
- ②都市計画上必要と認められるもの。

(3) 合併

下記のいずれかに該当するものを指定する。

- ①生産緑地地区の一部が廃止されることにより、残存する生産緑地地区が一団のものの区域として300㎡以上でなくなるが、他の既に指定されている、又は、同時に指定しようとする生産緑地地区と一団のものの区域の関

係にあること。

②都市計画上必要と認められるもの。

(4) 分割

下記のいずれかに該当するものを指定する。

①生産緑地地区の一部が廃止されることにより、残存する生産緑地地区に一団のものとの区域の関係が消失するも、残存する生産緑地地区で一団のものとの区域として300㎡以上であること。

②都市計画上必要と認められるもの。

5. 附則

(施行期日)

1 この基準は、令和2年1月1日から施行する。

(旧基準の廃止)

2 「船橋都市計画生産緑地地区の指定に関する基本方針及び指定基準」は廃止する。